

公示催告の申立てについて(手形・小切手等)

1 申立ての管轄

証券の支払地を管轄する簡易裁判所

2 費用

- (1) 申立手数料 収入印紙1000円 ※消印しないでください。
- (2) 郵便切手 2260円分(内訳 500円×4枚, 82円×2枚, 50円×1枚, 10円×4, 2円×3枚)
- (3) 官報公告掲載料 申立書提出後に振込用紙を送りますので、それを利用して納めてください。
証券の内容、枚数などによって金額は異なります。
定型用紙1枚に収まる場合の金額 手形 18,664円
小切手 15,520円

※郵便切手及び官報公告掲載料については、追納をお願いする場合があります。

3 提出する書類

提出書類等	備考
(1) 申立書	当庁に書式を備え付けています。 (5)の証券目録のコピーを申立書の下に重ね、左側をステープラで留めて提出してください。 訂正箇所には訂正印を押してください。各ページの上部余白に捨印を押してください。
(2) 証券の内容及び申立権を証明する書面 約束手形振出証明書 為替手形引受証明書 小切手振出証明書 等	裏書がある場合は裏書人による裏書譲渡証明書も必要です。 証券の空欄だった部分は、「白地」と記載して証明してもらってください。 振出人から直接受け取っていない場合は譲渡証明書も必要です。
(3) 証券の喪失を証明する書面 ①遺失(盗難)等届出受理証明書 ②陳述書(喪失の状況報告書)	①②は両方提出してください。 家庭内や事務所での紛失の場合も警察に届け出て証明書をもらってください。 警察署からの証明書がもらえない場合は、②の陳述書にその旨を書いてください。
(4) 申立人の資格等を証明する書面 代表者事項証明書 等 (証明日より3か月以内のもの)	申立人が法人の場合に必要です。
(5) 官報掲載用証券目録	定型の用紙で作成します。当庁に用紙を備え付けています。訂正印は不要です。 (1)の申立書に使用するものを含め2部必要です。

4 その他注意事項

- (1) 手続の中では、一つの同じ印鑑を使用してください。
- (2) 申立書を郵送する際には、絶対に現金を同封しないでください。

広島簡易裁判所 受付案内センター

(〒730-0012 広島市中区上八丁堀2番43号 082-502-2210)